

平成26年度の小規模修繕契約希望者を募集します

町が発注する小規模な修繕の受注契約を希望する方は、次のとおり登録申請をしてください。詳細は提出要項をご覧ください。

■小規模修繕契約希望者登録とは

町内に主たる事業所を置いている「町の入札参加資格者（指名願）名簿への登録が困難な小規模事業者」を登録し、町が発注する小規模な修繕について積極的に活用することによって当該事業者の受注機会を確保するとともに、町内経済の活性化を図るものです。

■小規模な修繕とは

修繕の内容が軽易かつ履行が容易で、契約額が原則として50万円未満のもの

【修繕の種類】

- ①大工職 ②ガラス工事、アルミ建材 ③畳 ④建具、家具修理・再生 ⑤装飾業、敷物 ⑥塗装(建築) ⑦左官業 ⑧建築板金業 ⑨電気設備工事 ⑩給排水衛生設備工事 ⑪鋼構造物工事 ⑫タイル工事 ⑬造園管理 ⑭シャッター工事 ⑮自動車板金 ⑯その他修繕

■登録できる事業者

町内に主たる事業所または住所を有する方
※建設業の許可の有無、経営組織、作業員数等は問いません。

■登録できない事業者

- ・町内に主たる事業所または住所を有しない方
- ・希望する業種を履行するために必要な資格等を有しない方
- ・町の入札参加資格者（指名願）名簿へ登録されている方
- ・町税を滞納している方 など

■受付期間

2月10日(月)～3月10日(月)（土日、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

■受付場所

美郷町役場 1階 総務課管財班

■登録の有効期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日
※有効期間は1年です。平成25年度の登録をしている方も、新たに登録申請が必要です。

■提出書類

	法人の方	個人の方
①	小規模修繕契約希望者登録申請書	小規模修繕契約希望者登録申請書
②	商業登記簿謄本(発行から3カ月以内)	住民票(発行から3カ月以内)
③	町税の納税証明書(直前1年分)	町税の納税証明書(平成25年度分)
④	希望する業種を履行するために必要な資格等の写し	希望する業種を履行するために必要な資格等の写し

※登録申請書、提出要項は総務課に備え付けているほか、町ホームページにも掲載しています。

問い合わせ●町総務課 管財班 ☎0187(84)1111(内線1212)

平成26年4月から施設の名称と管理運営体制が変わります

「もとだて児童館」「いきいき館」「ふれあいセンター」 「六郷東根コミュニティセンター」

町では平成26年4月1日から、美郷町公共施設再編計画で地域コミュニティセンターに転用するとしていた「もとだて児童館」「いきいき館」「ふれあいセンター」の名称を次のとおり変更するとともに、六郷東根コミュニティセンターを含めた管理運営体制を

更します。（詳しくは「広報美郷1月号」9ページをご覧ください。）

なお、施設の使用時間、休館日等に変更はありませんので、これまでどおり多くの皆さんのご使用をお願いします。

■施設の名称

平成26年3月31日まで
美郷町もとだて児童館
美郷町いきいき館
美郷町六郷東根コミュニティセンター
美郷町ふれあいセンター



平成26年4月1日から
美郷町本館コミュニティセンター
美郷町鑓田コミュニティセンター
(変更なし)美郷町六郷東根コミュニティセンター
美郷町住民活動センター

問い合わせ●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111(内線1206)

2月28日(金)は後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	8期	2月28日(金)	7期	1月31日(金)
国民健康保険税(普通徴収)			7期	1月31日(金)

■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

住民生活課

交通災害共済・不慮の災害共済

平成26年度の申し込みを受け付けています

加入を希望する方は、2月上旬に配布する『交通災害共済と不慮の災害共済』パンフレット(加入申込書)をご覧ください。この機会にご家族そろって加入しましょう。

対象者 ● 美郷町に住民登録・外国人登録している方
 ※平成26年4月に小学校に入学する児童は交通災害共済の掛金が無料になります。

共済期間 ● 平成26年4月1日～平成27年3月31日

共済掛金 ● 交通災害共済金 年間400円
 不慮の災害共済金 年間600円

申込先 ● 住民生活課、六郷出張所、仙南出張所、郵便局、秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、秋田おばこ農業協同組合

申込期限 ● 役場では通年加入を受け付けています。金融機関での加入取扱期間は2月1日から7月31日までです。

共済金内容

交通災害共済金(通院1日でも請求可)
 傷害:最低15,000円～最高200,000円
 死亡:1,000,000円
 不慮の災害共済金(入院1日でも請求可)
 傷害:最低15,000円～最高110,000円
 死亡:600,000円

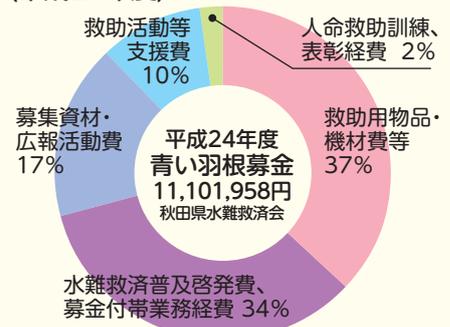
青い羽根募金へのご協力ありがとうございました

青い羽根募金は、水難事故の根絶と事故防止事業の資金として活用されています。平成25年度も募金運動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。平成25年度的美郷町における募金使途と平成24年度の秋田県水難救済会における募金使途は次のとおりです。

■美郷町における募金使途(平成25年度)

募金総額		287,850円
内 訳	各団体から	287,850円
使 途	水難事故防止普及活動、救済活動など	169,850円
	募金協力団体への還元金 <small>※還元金は水難救済に関する地域安全活動などに活用されています。</small>	118,000円

■秋田県水難救済会における募金使途(平成24年度)



問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903